

< 法務 >

相続登記の義務化開始



過去の相続も対象です

内容のご質問等については、TEL 0258-32-3387 司法書士法人 長谷川合同事務所 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

無料セミナー 対面セミナー形式にて開催

令和6年6月21日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズPLAZA

内容『治療と仕事の両立支援～従業員を辞めさせないためにできること～』

講師:HANAメンタルマネジメント 大崎華子先生

治療と仕事の両立への支援をどのように進めればよいのか...イメージをして準備をしましょう。

令和6年4月1日から相続登記の義務化制度が始まりました。

所有権の登記名義人が死亡して相続が開始した場合、原則として3年以内に相続登記を申請しなければなりません（義務化）。

正当な理由がないのに相続登記義務を怠ると過料に処されることとなります。

（正当な理由として挙げられるのは、相続人が何十人にもなり資料収集に時間がかかる、相続人が重病で療養中で手続きが出来ない等）

相続登記を申請しなくても相続人申告登記をすれば上記義務を果たしたことになります。

申告登記を申請する場合は戸籍謄本等をすべて集める必要はなく、比較的簡単に手続き可能です。

ただし、相続登記ではないので土地や建物を売却したり、担保に提供しようとする場合は相続登記を申請する必要があります。